

令和2年10月23日

〒272-0815

千葉県市川市北方1丁目7番6号

株式会社ウイング

代表取締役 池田 恵子 殿

GLOBAL UNION (認証番号101)

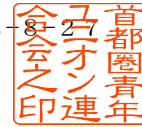
首都圏青年ユニオン連合会

福岡県福岡市博多区博多駅東2-

博多駅東パネスビル2F

執行委員長

組合員



## 再通知

### 氏<sup>1</sup>の労働組合加入通知 兼 団体交渉申入書 兼 要求書

貴社の元従業員である<sup>1</sup>が当労働組合に加入致しましたので、本書を似てご通知申し上げますとともに、貴社の労働組合として、本書の通り要求を行わせていただきますので、真摯かつ誠実な対応を行っていただきますようお願い申し上げます。

当労働組合は、世界中に約11万人の組合員を擁するGLOBAL UNION傘下の労働組合であり、「労働者のミカタ」(<https://roudou-mikata.com/>)をはじめとしたインターネット上の相談窓口を通して、日本全域の労働者から様々な職場における労働問題につきご相談を受け、組合員労働者の利益維持・向上を目的とした団結の上、日本全国規模で使用者企業に対する団体活動を展開している合同労働組合でございます。退職した従業員といえども当労働組合へ加入した以上、当労働組合は、貴社との関係における労働組合となります。よって、貴社は、当労働組合が行う団体交渉等の申入れに応諾し、各種要求に対して遅滞なく回答する義務を負うこととなります。

貴社におかれましては、労使間の誠実な交渉の上で諸問題を解決する意思があり、誠実にご対応いただけることと認識しておりますが、貴社の対応如何によっては、の対応如何によっては、当労働組合と致しましても憲法第28条に基づく労働三権に基づき、行政機関、司法機関、貴社の係る関係各所、各メディア媒体等の諸方面において貴社に対する抗議活動ないし責任追及を行う所存でございますので、予めご承知おきください。

また、ご承知の通り、正当な理由なく労働組合との交渉を拒否すること、不誠実な回答や態度を行うこと、当労働組合や組合員を誹謗中傷すること、組合員に組合脱退を迫ること、当労働組合との交渉案件につき組合員個人との交渉を強いること及び当労働組合未加入者に対して加入しないように働きかけることは、憲法第28条に基づく労働者の団結権、団体交渉権、団体活動権を侵害する違法な行為となります。これらの行為及びこれに付随する行為を確認した場合には、採り得る最大限の法的措置をもって臨ませていただくことを念のために申し添えておきます。

#### 第1 指摘事実の確認及び資料開示の要求

- 当労働組合は、頭記組合員・<sup>1</sup>（以下、<sup>1</sup>という。）への聴取により、<sup>1</sup>が貴社を解雇された際に、不当解雇の事実が生じていることを確認致しました。
  - 8月13日 デイサービスの管理者候補として面接をうけた  
\*管理者未経験者として
  - 上記、面接時に内定となる
  - 8月21日 入社
  - 8月29日 池田恵子氏から「管理者不適格」として時給940円の介護職員として勤務するよう、一方的に不利益変更を告げられた
  - 上記により退職を余儀なくされた
- ご承知のとおり、解雇は、労働者に大きな不利益を与えることから、労働基準法及び労働契約法により、その理由や時期等につき厳しく制限されております。（労働基準法第15条、第19条、第20条、第65条、第81条、第89条、第104条、労働契約法第16条）  
当労働組合と致しましては、貴社の労基法及び関連法違反行為に対して、強固に抗議するとともに、貴社の対応次第では、採り得る最大限の法的手段をもって臨む所存でございます。
- つきましては、貴社に対して、氏に対する不当解雇事実の有無につき、今一度貴社内で調査の上、当労働組合に対し回答を要求すると共に、<sup>1</sup>の在職中の状況の確認のため、<sup>1</sup>に関する本書末尾記載の書類につきご提供いただけますよう要求致します。

#### 第2 団体交渉の申入れ

当労働組合は、上記の要求に関しまして、<sup>1</sup>の所属する労働組合として、本書をもって貴社に対する団体交渉の申入れを致します。貴社におかれましては、上記要求及び団体交渉の申入れにつきどのようなご対応をいただけるのかにつきまして、速やかにご回答いただけますようお願い申し上げます。

### 第3 今後のご連絡

- 1 これより組合員の権利回復に向けた協議を迅速に進めていくため、本書に対する回答を含めまして今後のご連絡につきましては、下記のアドレスまでメールにて書面データ（PDF）を添付する方法又は書面の郵送によりご連絡下さいませよう、お願い致します。

記

（当組合事務局）

- 2 なお、当労働組合からの郵送書面につきましては、頭記本部事務所を管轄する郵便局とは異なる消印にて送付されることがございますが、これは、当労働組合の役員が全国各地でリモートワークにて組合活動を行っていることに基づくものでございます。当労働組合は、使用者企業に対して時代の変化に伴う職員の多様な働き方を提言していく立場にある者として、自ら組合員の多様な働き方を実践しているところでございますので、何卒ご了承下さい。

また、当労働組合とは別に「首都圏青年ユニオン」なる合同労働組合が存在しておりますが、組織名や本店所在地が異なることからご理解いただけますように、当労働組合とは全くの別団体でございますので、ご回答における連絡にあたってはお間違いのないようご注意ください。

### 第4 結語

当労働組合と致しましては、組合員の迅速な権利回復のため、互いに誠実で建設的な労使間交渉が実現することを切に願っております。つきましては、本書に対するご回答及び貴社のご意向は、本書到達後7日以内に上記メールアドレスに書面データ（PDF）を添付する方法又は書面の郵送によりご連絡下さいませよう、お願い致します。

万が一、期限内の貴社からのご対応をいただけない場合には、管轄労働基準監督署及び関連機関に対して本件事実を通告するとともに、頭記の対応を含めた最大限の法的措置を採らせていただきますので、予めご承知おき下さい。

なお、[ ]の意向としては、貴社において早期解決の意思の下に誠実なご対応をいただける場合には、穏便に和解をすることとし、当労働組合による上記対応についても自粛するよう求められており、当労働組合もこれを尊重する方針であることを付言致します。貴社におかれましては、使用者企業と労働組合との間で交渉を行う以上、本件が単なる労働紛争ではないことを重々ご理解いただいた上で、是非とも誠実なご対応をいただきますよう宜しくお願い申し上げます。

以上

－ ご提供依頼書類 －

- ① 就業規則（賃金規程を含む）  
※労働基準監督署の受理印のあるもの
- ② [ ]の就労中の全期間についての就業時間記録（出勤簿・タイムカード等）
- ③ [ ]の就労中の全期間についての賃金台帳
- ④ [ ]の就労中の全期間における雇用契約書又は労働条件通知書  
※[ ]の署名又は記名押印のあるもの

－ 要求事項 －

<解決金>

- 月給2か月分を支払ってください 560,000 円



ご参考：当組合の労働問題事例です。